

# 農業労災保険特別加入のご案内



労災保険とは……国が保険者となって労働者（事業に使用される者で賃金を支払われる者）の災害を補償する保険制度です。

保険料は1年間掛け捨て制で全額社会保険料控除の対象となります。

特定農作業従事者または指定農業機械作業従事者のどちらかに加入できますが、JAさがみでは、より補償対象の広い特定農作業従事者の加入をお勧めします。

## 特定農作業従事者

加入資格：①経営耕地面積2ha以上または年間農業生産物総販売額300万円以上の個別経営の労働者・家族従事者

②一定の地域営農集団、農事組合法人の構成員・家族従事者

補償対象事業：農業（畜産・養蚕を含む）

補償対象作業：土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜・蚕の飼育の作業で、下記の5つに該当する場合および直接付帯する作業を行なった場合。  
（集荷・出荷・販売作業を含む。）

①動力により駆動される機械を使用する作業

②高さ2m以上の箇所における作業（40度以上の傾斜地における作業を含む。）

③サイロ・むろ等酸素欠乏危険場所での作業

④農薬散布の作業

⑤牛・馬・豚に接触し又はその恐れのある作業および上記作業に密接不可分に付随する準備・後始末作業

補償対象場所：圃場・牧場・格納庫・農舎・畜舎・堆肥場・草刈場・サイロ・むろ等

## 指定農業機械作業従事者

加入資格：指定農業機械を使用する者

補償対象事業：農業（畜産および養蚕を含まない。）

補償対象作業：土地の耕作・開墾、植物の栽培・

採取の作業で指定農業機械を使用する作業およびこれに直接付帯する行為。

（集荷・出荷・販売作業を含む。）

指定農業機械：動力耕耘機、農業用トラクター、動力溝堀機、自走式田植機、自走式スピードスプレーヤー、自走式防除用機械、自走式動力刈り取り機、コンバイン、自走式収穫用機械、トラック

補償対象場所：圃場または圃道の作業場所



## <保険料>

☆保険料は1年間の掛け捨て制で、給付基礎日額（補償額算定の基礎）により決まります。JAさがみでは日額10,000円以上の加入をお勧めしています。

※保険料は1年毎に変更される場合がございます。

(例) 給付基礎日額10,000円を選択した場合

特定農作業従事者に加入

$$10,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times \text{保険料率} \frac{9}{1000} \times = \underline{32,850 \text{ 円}}$$

指定農業機械作業従事者に加入

$$10,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times \text{保険料率} \frac{3}{1000} \times = \underline{10,950 \text{ 円}}$$

※令和3年12月1日時点



## <保険給付の内容>

☆療養補償給付……給付基礎日額とは関係なく業務災害による傷病について、病院等での必要な治療費が無料で受けられます。

☆休業補償給付……業務災害の傷病による療養のため、労働することができない日が4日以上続いた時、4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の80%相当額が支給されます。

※休業補償の給付例(特定農作業従事者 給付基礎日額10,000円で加入の場合)

(20日休業の場合)

①休業(補償)給付	$10,000 \text{ 円} \times 0.6 \times (20 - 3) = 102,000 \text{ 円}$
②休業(補償)特別支給金	$10,000 \text{ 円} \times 0.2 \times (20 - 3) = 34,000 \text{ 円}$
	合計 136,000 円

☆葬祭料の給付……労働者が業務上の事由により死亡した場合に支給されます。葬祭料は315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額、または、給付基礎日額60日分のいずれか高いほうが支給されます。

☆この他に災害の内容・状況等により、障害補償給付、遺族補償給付などがあります。

※不明な点は担当者までお問い合わせください。

